

件名：平成31年3月12日厚労委 質問（16時頃
から30分間） 国民民主党 白石洋一

1. 今年のマクロ経済スライド発動について
改定0.1%上昇分の年間給付総額は？
(マクロ経済スライド0.5%抑制によってセーブ(給付抑制)された年
間給付総額は？)
そのうち福祉的給付受給対象者についての金額は？

2. 政府の年金改革の方向性は(骨太方針)
現在の政府年金改革の内容は？
年金財政検証の状況は？
年金財政検証を受けての追加的改革はあるか？その内容は？

3. 在職老齢年金の廃止(検討しているとのことで)
それに伴う追加的年間給付総額(年金財政上はマイナス)？
年金財政上プラス効果はあるか？あればどれぐらい？

4. 標準報酬上限の引上げ
標準報酬上限の引上げをした場合、在職老齢年金制度があることに
よって年金財政上給付抑制効果はあるか？

5. 福祉的給付の具体的な内容(2012時 所用年間5600億円)
個々人にいくらなのか何時通知する？
何時の年金給付から？
もし、変更して一律月額5000円にしても事務的に対応できるか？
追加的給付総額は？

6. 受給資格期間25年→10年になったが、
年金の追加的年間給付総額は？(2012時300億円)

7. 受給資格期間10年→0年にした場合、
年金の追加的年間給付総額は？
福祉的給付の追加的年間給付総額は、現在制度の按分の場合は？
一律5000円の場合は？

8. 年金ネット
マクロ経済スライドの加味はないとのことだが、言及も全くないのか？
年金見込額試算に、マクロ経済スライドを財政検証の前提条件で加味
すべきではないか？
自分でマクロ経済スライドの条件入力ができるようにすべきはない
か？

9. 短期労働に対する厚生年金適用拡大の見通し
副業で収入を総計したら厚生年金だが、一つ一つでは足らない場合
標準報酬月額の最低額を下げるべきでは？細分化もすべきでは？
副業先を知られたくない場合や、副業していること自体を知られたくない場合は？

在職老齢年金制度の概要

平成31年3月12日 衆議院厚生労働委 国民民主党 白石洋一資料
出典:厚生労働省資料

- 就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として、被保険者として保険料負担を求めるとともに、年金支給を停止する仕組み。（保険料負担分は、退職時に年金給付の増額として反映される）
- 60歳台前半については、基本的には就労期間であるところ、低賃金の在職者の生活を保障するために年金を支給する仕組み。
- 65歳以降については、下記の2つの要請のバランスの中で、高賃金の在職者の年金を支給停止する仕組み。
 - 働いても不利にならないようにすべき
 - 現役世代とのバランスから、一定以上の賃金を得ている者については、年金給付を一定程度我慢してもらい、年金制度の支え手に回ってもらうべき

対象者	概要	対象者数及び支給停止額	イメージ図
60～64歳	<ul style="list-style-type: none"> 賃金十年金（厚生年金の定額部分も含む）の合計額が28万円を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止。 賃金が46万円を上回る場合は、賃金1に対し、年金を1停止。 厚生年金の支給開始年齢の段階的引上げが完了する2025年（女性は2030年）以降、対象はいなくなる。 	<p>約88万人 約7,000億円／年</p> <p>（参考） 受給者総数 約452万人</p> <p>（※）平成28年度末 対象者数、受給者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。</p>	<p>（※）年金額は10万円と仮定</p>
65歳以上	<p><65～70歳></p> <ul style="list-style-type: none"> 賃金十年金（基礎年金は対象外）の合計額が現役世代の平均月収相当（46万円）を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止。 <p><70歳以上></p> <ul style="list-style-type: none"> 65～70歳と同じ仕組みで、保険料負担はなし。 	<p>約36万人 約4,000億円／年</p> <p>（参考） 受給者総数 約2,537万人</p> <p>（※）平成28年度末 対象者数、受給者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。</p>	

* 「28万円」は、夫婦2人の標準的な年金額相当を報酬月額とする現役被保険者の平均月収（ボーナスを含む。）を基準として設定。

* 「46万円」は、現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含む。）を基準として設定。なお、対象者数・受給者総数の時点である平成28年度の基準額は「47万円」。

年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）に対し、年金に上乗せして支給するものである。

【平成31年度基準額 年6万円（月5,000円）・対象者数 約970万人（平成31年度予算）】

高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）※1以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※1 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。平成31年度は779,300円。

【保険料納付済期間に基づく給付額】

$$\text{給付額（月額）} = 5,000\text{円} \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480\text{月}$$

※2 每年度、物価変動に応じて改定。

【保険料免除期間に基づく給付額】

保険料免除期間を有する者には、保険料免除期間に基づく給付額を合算して支給する。

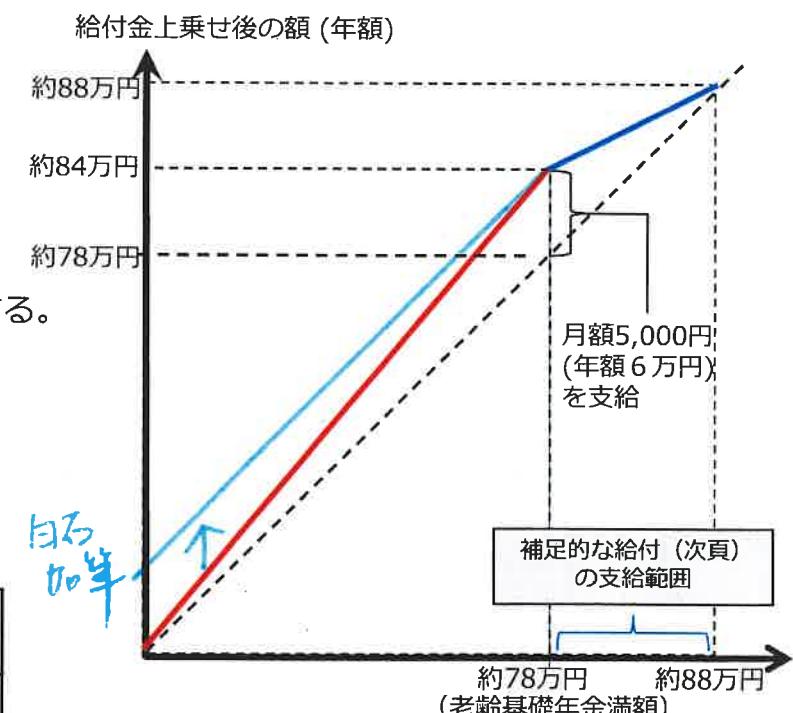
$$\text{給付額（月額）} = \text{約}10,800\text{円} \times \text{保険料免除期間（月数）} / 480\text{月}$$

※3 老齢基礎年金満額の1/6の額（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。

ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額の1/12の額（約5,400円）。

【対象者数】 約610万人

例：	保険料 納付済期間	保険料 全額免除期間	給付金額 (月額)	老齢基礎年金額 (月額)	老齢基礎年金額 +給付金額 (月額)
	480月	0月	5,000円	65,000円	70,000円
	240月	0月	2,500円	32,500円	35,000円
	360月	120月	6,450円	56,875円	63,325円
	240月	240月	7,900円	48,750円	56,650円



- ・ 昨年12月の衆議院厚生労働委員会において、一律に月額5千円（年額6万円）を老齢年金生活者支援給付金の対象者（※）に支給するとした場合の年間必要額に關して、先生からお求めいただいたところ。

※ 1 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること

2 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）以下であること

3 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

- ・ 平成31年度予算案をベースとして、当該予算案における老齢年金生活者支援給付金の対象者に対して、保険料納付済期間に基づく給付金について、保険料納付済期間に關わりなく、一律に月額5千円（年額6万円）を支給したとしたら、年間で必要となる追加費用を機械的に試算。

【機械的な試算】

- ・ 平成31年度予算案における老齢年金生活者支援給付金の対象者は約610万人（見込み）。

こうした中で、

① 保険料納付済期間に基づく給付金について、保険料納付済期間に關わりなく、一律に月額5千円（年額6万円）を支給したとしたら、年間で約3,700億円が必要。

② 一方で、平成31年度予算案における保険料納付済期間に基づく給付金（4か月分）を年間に換算した場合には、約3,100億円。

- ・ 以上により、年間で必要となる追加費用は約600億円。

年金受給資格期間の短縮(25年→10年)

- 年金受給資格期間の25年から10年への短縮について、平成29年8月から実施しており、必要な経費を引き続き措置する。

概要

- 老齢基礎年金等の受給資格期間を25年から10年へ短縮。
- 平成29年8月1日施行
- 対象者数（見込み）
約40万人（期間短縮により初めて老齢基礎年金の受給権を得る者）
- 所要額
平成31年度（公費） 644億円